

名張市一般介護予防事業業務委託(成果連動型民間委託契約方式) 仕様書

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が継続できることを目的として実施する名張市一般介護予防事業(成果連動型民間委託契約方式)(以下、「本事業」という。)について、多様化する高齢者世代のニーズを踏まえ、効果的かつ魅力的な介護予防事業を実施する。

1 事業概要

本事業は、高齢者が趣味の習得やその再開等を通じて、多くの社会参加の機会を獲得することを目的として介護予防教室を実施する。

また、本事業の参加者を中心に、趣味活動グループ*の立ち上げ及びその活動への主体的な参加を促し、あわせて活動の継続に資する継続支援を行うことで、事業終了後も自律的に地域や社会における他者とのつながりを持ちながら、趣味活動を継続して行えるような行動変容や習慣化のための取り組みを一体的に実施する。

※趣味活動グループは、以下の条件を満たすものとする。

- ①共通の趣味を持つ10人以上が、主体的に集まって行う活動であるもの(代表者・役員等の有無は勘案しない)。
- ②趣味活動において、会話などを通じた他者とのコミュニケーションを図るもの。
- ③月に1回以上の活動を実施するもの。

2 対象者

65歳以上の名張市民を対象とし、本事業の目的に基づき、以下の項目に該当する者の参加が望ましいものとする。

- ・運動等の介護予防活動に興味関心がない者
- ・趣味がない、または趣味はあるが共に活動を行う仲間がいない者
- ・社会参加の機会が少ない者
- ・家族以外の他者との関わり(地域や社会とのつながり)が希薄な状態の者

3 従事者

本事業に従事する者は、生活機能が低下傾向にある高齢者を心理的・社会的にも理解し、安全にサービスを提供できる者とし、必要に応じて事業実施に適すると認める専門職(医師、歯科医師、歯科衛生士、介護支援専門員、栄養士、理学療法士、作業療法士、看護職員、介護福祉士、健康運動指導士、運動指導員又はこれに準ずる者等)を配置すること。

4 事業期間

契約締結日から令和9年3月10日(水)まで

5 事業内容

(1) 介護予防教室の実施

受託者は、介護予防に効果があると考えられ、介護予防への動機付けとなり、趣味活動グループの立ち上げ等に資する、次に掲げる項目に区分する介護予防教室を実施する。

なお、当該介護予防教室は、15名以上の参加者が集う1回当たり60分以上の教室とし、令和8年11月までに6回以上実施するものとする。

実施場所は、受託者が提案内容に適した場所を確保するものとし、事業の対象者が高齢者であることを踏まえ、参加手段やバリアフリー設備等について配慮するものとする。合わせて、必要物品も受託者にて準備するものとする。

また、介護予防教室の参加料金は、趣味活動グループ等での活動の継続を見据え、提案内容に応じて設定できるものとする。

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| ア 運動器機能向上 | イ 認知症予防 | ウ 口腔機能向上 |
| エ 低栄養改善 | オ 閉じこもり予防 | カ その他 |

(2) 継続支援の実施

受託者は、本事業で実施する介護予防教室の参加者等が、月に1回以上の頻度で趣味活動グループでの活動を継続できることを主たる目的として、趣味活動グループの立ち上げや運営、既存の活動グループの拡充・拡大^{*}、それらへの参加等への支援について、令和8年11月までに開始し、3ヵ月以上実施するものとする。

なお、趣味活動グループへの運営・参加等の支援を実施するにあたっては、以下の点に留意するものとする。

- ・趣味活動グループの立ち上げや既存の活動グループの拡充・拡大、またそれらへの参加支援等に当たっては、参加者等の主体性を尊重すること。
- ・参加者のニーズ等に応じて、趣味活動グループの企画・運営や参加の呼びかけを行うなど、その立ち上げや参加支援等に資する取組を行うこと。
- ・趣味活動に関する教材や課題、開催手法、組織運営といった受託者が有する資源(コンテンツやノウハウ)を最大限に活用し、参加者等の主体性や趣味活動グループの活動が促進されるような支援にすること。
- ・継続支援の一環として、受託者がイベント・教室等を企画・実施することは可能であるが、参加者同士がコミュニケーションを図りながら、主体的に趣味活動を実践できるものとする。
- ・継続支援の終了後も、参加者が自律的に趣味活動グループの活動を継続でき

るよう支援内容を工夫すること。

※既存の活動グループの拡充・拡大

既存の活動グループとは、「共通の趣味を持つ5人以上が、主体的に集まって活動を行った実績があり、提案者が関与しているグループ」とし、その拡充・拡大とは、以下のいずれかの条件を満たす趣味活動グループとすること。

- ・参加予定者(5名以上)の増加
- ・活動頻度(月単位の活動回数)の増加

(3) 事業成果の評価に必要な調査等の実施

受託者は、事業成果の評価等に用いるため、以下①～④に係る調査及び集計を行うものとする。調査方法は、名簿作成、アンケート調査、聞き取り調査などを想定しているが、実際の調査及び集計の方法は、提案内容を踏まえ、名張市と協議の上、事業実施計画書にて定めるものとする。

なお、調査を実施する際には、詳細の内容を名張市と協議し、承認を得て実施するものとする。

①介護予防教室

調査対象	介護予防教室の参加者
調査時期	介護予防教室の初回参加時及び最終回参加時 ※事前申込が望ましい ※複数の開催期間がある場合は、開催期間(回)ごとに把握すること
必須項目	・個人情報(氏名・住所・年齢・連絡先) ・現在の趣味の有無(有の場合は内容も確認) ・社会参加の頻度・主観的健康観・教室への参加手段

②趣味活動グループの立ち上げ支援等

調査対象	趣味活動グループへの参加者等
調査時期	継続支援の開始時
必須項目	・個人情報(氏名・住所・年齢・連絡先) ・新たに参加した者の情報、参加状況 ・趣味活動グループ等の情報、運営状況 ・趣味活動グループ等の活動継続に関する意向・意欲

③趣味活動グループ等の継続状況

調査対象	継続支援の参加者
調査時期	継続支援の終了時
必須項目	・個人情報(氏名・住所・年齢・連絡先) ・本事業による趣味の獲得もしくは再開の有無 ・主観的健康観 ・社会参加の頻度 ・趣味活動グループ等への参加頻度 ・趣味活動グループ等の運営情報、活動継続意向・意欲

④その他、事業の成果を適切に評価するために必要と考えらえる調査

(4) 事業実施計画書

受託者は、提案内容を基に事業実施計画書を作成し、紙媒体及び電子データにて事業開始前に協議の上、名張市の承認を受けるものとする。

(5) 事業報告書

受託者は、事業の実施状況が把握できるよう、紙媒体及び電子データにて毎月名張市へ報告を行うものとする。

なお、事業報告書の様式は、事業開始前に名張市の承認を受けるものとする。

(6) 実績報告書

受託者は、5(3)の調査結果から各成果指標に係る成果値を集計し、実施した事業内容と共に取りまとめた実績報告書を、紙媒体及び電子データにて、指定の期日までに名張市へ納品するものとする。

また、実施したアンケートや収集した名簿(個人情報)など、調査において得た書類及び電子データもあわせて名張市へ提出するものとする。

6 支払条件等

(1) 成果指標・測定方法

① 成果指標 A 介護予防教室の実施等

介護予防教室の実施を含む5に記載の事業内容を履行した場合に成果値とし、5(1)の介護予防教室の参加者募集の際には、公共交通機関の利用について案内を行った上で、いずれかの実施日において、参加者の6割以上が自家用車以外の交通手段(親族による送迎は除く)を利用して参加した場合は、報酬を加算する。

なお、成果値は、5(3)①において、調査・集計された名簿、実績報告書等に

より名張市が確認する。

② 成果指標B 趣味活動グループの立ち上げ等

新規の趣味活動グループの立ち上げ及び既存の活動グループの拡充・拡大数を成果値とする。

なお、成果値は、5(3)②、③及び④において、調査・集計された名簿、実績報告書等により名張市が確認する。

③ 成果指標 C 社会参加が促進された参加者等の数

介護予防教室や継続支援を契機に、社会参加の機会が増加[※]した以下の要件を満たす人数を成果値とし、そのうち、男性の場合は、報酬を加算する。

なお、成果値は、5(3)において、調査・集計された名簿、実績報告書等により名張市が確認する。

・「新規の趣味活動グループ」や「既存の活動グループの拡充・拡大」のほか、地域の支え合い活動(ボランティア活動やサークル、サロン)等の「既存の活動グループ」への継続的な参加状況及び継続参加意向を確認できること。

※社会参加の機会の増加

「問1で1・2の回答から3・4の回答となった者」又は「問2で1の回答から2の回答となった、かつ、問1で1の回答以外となった者」とする。

問1 週に1回以上は外出していますか	問2 外出を控えていますか
答1 ほとんど外出しない	答1 はい
答2 週1回	答2 いいえ
答3 週2～4回	
答4 週5回	

(2) 支払基準

支払金額は、以下の表に基づき計算し、各成果指標項目の支払金額の合計額を委託料とする。

ただし、委託料の上限額は、1,000,000円(消費税及び地方消費税を含まない)とする。

成果指標		支払条件	支払金額※
A	介護予防教室の実施等	5(1)～(6)の履行	310,000円
		6(1)①自家用車以外の交通手段の利用促進	62,000円

B	趣味活動 グループの 立ち上げ等	6(1)②新規の趣味活動 グループの立ち上げ	1グループあたり 30万円
		6(1)②既存の活動 グループの拡充・拡大	1グループあたり 20万円
C	社会参加が 促進された 参加者等の数	6(1)③に該当する者	1人あたり3万円 ただし、男性の場合は 1人あたり4万円

※消費税及び地方消費税を除く

(3) 支払手続き

名張市は、受託者から受領した事業報告書、実績報告書、実施したアンケートや収集した名簿等及び調査において得た書類並びにそれらの電子データをもって、6(1)及び(2)に基づく成果の評価及び委託料の算出を行い、受託者へ通知する。

受託者は、通知受領後、速やかに名張市へ委託料の請求を行うものとする。

なお、委託料には、人件費、教材費、医薬材料費、消耗品費、印刷費、傷害保険料、事業実施に伴う諸経費、事業の分析・効果検証等のレポートに要する経費等、本事業に必要な全ての経費を含むものとする。

また、名張市は、上記請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

7 安全管理等

(1) 事業実施にあたり必要な傷害保険等に必ず加入すること。

また、運動器機能向上の事業を実施する場合又は身体に負荷をかける事業を実施する場合は、必要に応じ自動体外式除細動器(AED)を設置すること。

(2) 利用者の身体状態について常時配慮し、適切な実施に努め、安全管理を徹底すること。

(3) 感染症防止対策及び熱中症対策等の各種衛生管理に関する対策について、国又は県の方針等に基づき適切に講じること。

(4) 事業実施日の開始1時間30分前の時点で気象警報(大雨、洪水、暴風、大雪等)が発令された場合、又は本事業終了までに気象警報発令が予想されている場合は、事業を原則中止とし、参加者全員に速やかに中止の連絡を行うこと。また、事業実施中に気象警報が発令された場合は即時中止すること。

なお、中止における振替実施の可否について名張市に報告のうえ、参加者にも連絡すること。

8 事故発生時の対応

受託者は、事業実施中に事故が発生した場合は、以下の必要な措置を速やかに講じること。

- (1) 参加者に緊急を要する事態・事故等が発生した場合の迅速かつ適正な対応、及び名張市・参加者家族等への報告
- (2) 事故の状況及び事故に際して行った処置の記録及び報告
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償

9 個人情報保護とセキュリティ対策

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び名張市個人情報保護法施行条例（令和4年名張市条例第16号）並びに別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、個人情報の取扱いには慎重を期し、業務に関する事項及び業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、業務終了後においても同様とする。

10 その他の留意事項

- (1) 事業実施に不可欠な講師費用、賃借料、広報活動に係る経費、用具、備品（効果測定器具等を含む）、消耗品等に係る一切の費用は受託者の負担とする。
- (2) 本事業の実施にあたり、印刷物等の広報活動による利用者の募集及び本事業の周知を図る場合は、名張市の受託事業と分かるよう「本事業は、高齢者が介護予防活動を通じて自分らしく地域で暮らし続けられることを目的として、名張市役所から委託を受けて実施するものです。」と明記するものとする。
- (3) 感染症のまん延等による不測の事態における契約内容及び委託金額の変更、並びにその他事業執行に必要な事項については、名張市と受託者の双方において協議を行い決定するものとする。
- (4) 事業の広報や事業全体の質の向上に資する取組など、名張市の介護予防事業の推進に必要な事項について、過度な負担が生じない範囲において、主体的に協力すること。
- (5) 本事業の実施にあたり疑義が生じた場合、および本仕様書並びに関係法令等に記載のない事項で必要がある場合については、名張市と別途協議の上実施するものとする。